

特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブ想

定 款

特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブ想
定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ想という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を、神奈川県大和市に置く。

2. 本会は、前項のほか、その他の事務所を、神奈川県大和市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、高齢者、障害者、病弱者などの在宅生活を支援することに関する事業及び子育て支援を行い、困ったときにお互いにたすけ合っていくことのできる豊かな地域社会づくりを推進し、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健医療又は福祉の増進を図る活動。

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1) 介護、介助、家事援助等のサービス事業

(2) 介護保険法に基づく居宅サービス事業

(3) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業

(4) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業及び第1号訪問事業

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業

(6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業

(7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業

(8) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業

(9) 地域に向けて研修、啓発をはかる事業

(10) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種別)

第6条 本会には、次に掲げる会員を置き、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 大和市及びその近接地域に居住し、本会の目的に賛同し、その活動及び事業に参加する個人で議決権を有する者。
- (2) 賛同会員 本会の目的に賛同する個人で、議決権を有しない者。
- (3) 利用会員 本会の目的に賛同し、サービスの提供を受ける者として入会した個人。

(入会)

第7条 正会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、加入を承諾しなければならない。

2. 利用会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書を提出するとともに、入会金1,000円、年会費3,000円を入会時に支払う。

(正会員の資格の喪失)

第8条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第9条 正会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その正会員に対し議決の前に、弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款などに違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の抛出金品は返還しない。

第4章 役員及び職員 (種別及び定数)

(役員)

第 12 条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 9人以上 14人以内。

(2) 監事 2人。

2. 理事のうち、一人を理事長、二人以内を副理事長とする。

(選任等)

第 13 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2. 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3. 役員のうち、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が、役員の数全体の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4. 監事は理事又は本会の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 14 条 理事長は、本会を代表し、その業務を統括する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会が定めた順序によってその職務を代行する。

3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

4. 監事は次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行状況を監査すること。

(2) 本会の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務に関して、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため、必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べ若しくは理事会の招集を請求をすること。

(任期等)

第 15 条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたとき、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において、正会員数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前2項に関して、必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 本会に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2. 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の議決事項)

第22条 総会は、本会の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 決算及び事業報告。
- (2) 毎事業年度の活動方針及び事業計画。
- (3) 毎事業年度の予算案。
- (4) 役員を選任及び解任、報酬。
- (5) 定款の変更。
- (6) 長期借入金に関する事項。
- (7) 解散及び合併。
- (8) その他重要事項。

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の、5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。



(3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招 集)

第24条 総会は前条第2項第3号の場合を除き理事長が招集する。

2. 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席で成立する。

(議 決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとする。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所。
 - (2) 会員総数及び出席者数。書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。
 - (3) 審議事項。
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果。
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項。
2. 議事録には、議長及びその会場において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は総会に付議すべき事項を議決するとともに、総会の決定に基づき、日常運営の執行方針を議決し、その実現を図ることを正会員より委任され、執行権を有する。

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は理事長が招集する。

2. 理事長は前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所。
 - (2) 理事総数及び出席者数。
 - (3) 審議事項。
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果。
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項。
2. 議事録に、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産)

第35条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産。
- (2) 寄付金品。

- (3) 財産から生じる収入。
- (4) 事業に伴う収入。
- (5) その他の収入。

(資産の管理)

第36条 本会の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第37条 本会の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 収益及び費用は、予算に基づいて行うこと。
- (2) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (3) 財産目録、貸借対照表、及び活動計算書は会計簿に基づいて収益費用及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとする。
- (4) 採用する会計処理の基準及び手続きについては、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

2. その他会計に関する必要事項は別に定める。



(事業計画及び予算)

第38条 本会の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第39条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を執行することができる。

2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第40条 事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後2ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第41条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(長期借入金)

第42条 本会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第43条 この定款の変更は、総会において出席した正会員の4分の3以上の賛成をもって議決する。

2. 定款の変更は、次に掲げる事項については所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 正会員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解 散)

第44条 本会は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議。
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能。
 - (3) 正会員の欠亡。
 - (4) 合併。
 - (5) 破産。
 - (6) 所轄庁による認証の取り消し。
2. 前項第1号の事由により本会が解散するときは正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。
3. 第1項第2号の事由により、解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(合 併)

第45条 本会が合併しようとするときは、総会において、正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 本会の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表に係る公告については、この法人の

主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑 則

(細 則)

第47条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次の通りとする。

理事長	伊 藤 康 子
副理事長	加 藤 キ ヨ
副理事長	市 村 初 枝
理 事	船 津 房 子
理 事	小 林 眞由美
理 事	田 丸 直 子
理 事	石 原 啓 子
理 事	西 澤 元 子
理 事	伊 達 柳 子
理 事	竹 内 ひろみ
理 事	堀 田 美知子
理 事	平 井 貴美子
監 事	宇津木 朋 子
監 事	廣 瀬 美都子

3. 本会の設立当初の役員任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成12年5月31日までとする。
4. 本会の設立当初の事業計画、及び収支予算は、第38条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
5. 本会の設立当初の事業年度は、第41条の規定にかかわらず、法人成立の日から、平成12年3月31日までとする。

附 則

この定款は、平成12年3月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成14年5月27日から施行する。

附 則

この定款は、平成18年9月26日から施行する。

附 則

この定款は、平成 19 年 9 月 18 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 24 年 9 月 11 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 26 年 9 月 5 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 28 年 10 月 4 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 30 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 7 年 12 月 20 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 年 月 日から施行する。

これは、当法人の定款である。

神奈川県大和市西鶴間一丁目 11 番 15 号

特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ想

理事 網野 紀代美